

水源環境保全税の充当対象について

1 背景

県議会第3回定例会代表質問で、水源環境保全・再生次期5か年計画の策定に当たっての考え方について質問があり、津久井湖・相模湖湖岸斜面の崩落対策に対して次期水源環境保全・再生5か年計画で取り組んでいくべきではないか、という提案があった。

2 湖岸斜面の崩落対策への水源環境保全税の充当について

県の水源対策は、ダム等の整備に取り組み、新たな水源開発による水量の拡大を課題としてきた「第1ステージ」から、確保した水源を保全することによる水量の維持と水質の向上を課題とする「第2ステージ」に移行し、水源環境保全・再生施策を実施している。

ダム湖の管理は、「第1ステージ」の水源開発によるダムの整備時に、役割分担が定められ、水源環境保全・再生施策以前からの、「一般的な行政水準」の取組として、実施されている。また、森林法に基づく治山事業などの事業も、役割分担が明確な「一般的な行政水準」の取組として、実施されている。

湖岸斜面の崩落対策は、局所的なものでかつ水源水質改善等水源環境の保全・再生への直接的な効果が見込めず、水源環境保全・再生施策実施以前から役割分担に応じて対応してきた「一般的な行政水準」の取組であるため、津久井湖・相模湖湖岸斜面の崩落対策は、水源環境保全税を充当することは困難と考える。

3 法令に基づく湖岸斜面の崩落対策と調整

津久井湖の湖岸崩落については、昭和60年度ごろから平成14年度まで県と旧津久井町による打合せ会議を実施していた。

平成25年度からは、企業庁、環境農政局、県土整備局の事業担当事務所、相模原市が構成員となっている「相模湖・津久井湖湖岸崩落に関する神奈川県・相模原市行政連絡会議」を毎年度開催し、湖岸崩落に関する情報の共有、崩落箇所への対応の調整を協議している。

企業庁の事業及び治山事業は、計画的に湖岸斜面の崩落対策を進めている。

対策地(斜面地)	事業名	根拠	所管
標高127 mまで(津久井湖) 標高167.5mまで(相模湖)	企業庁の崩落対策事業	管理地	企業庁
保安林崩壊地等	治山事業	森林法	環境農政局
急傾斜地※	急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地法	県土整備局
上記以外の土地	(所有者等の管理義務)	民法	所有者等

※急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域は平成27年度現在なし。

法令等の対象とならない私有地の斜面は、所有者等に財産の管理義務があることから、所有者等が崩落対策を行う必要があるが、費用が掛かることもあり、所有者等による崩落対策は実施されていなかった。

4 平成 27 年第 3 回定例会代表質問

再質問の要旨は、以下のとおり。

(再質問)

津久井湖・相模湖では、湖岸の斜面から土砂がダム湖に崩れ落ちる湖岸崩落が課題となっており、このような課題に対して、次期計画の中で取り組んでいくべきではないか。

(答弁)

ダム湖の湖岸の崩落対策は、利水者、県、市などが、それぞれの役割分担に応じて、従来から実施している。

水源環境保全税は、県民の皆さんに特別なご負担をいただいていることを踏まえ、充当する事業は限定的に考えているが、今回のご提案につきましては、議会や市町村、県民会議、県民の皆さんのご意見を伺いながら、慎重に検討してまいりたい。



湖岸 斜面 崩落箇所の例



治山事業実施前



治山事業実施後